

訪問看護ステーションTOMO南 重要事項説明書

1. サービスの内容

- ① 「訪問看護」及び「予防訪問看護」は利用者の居宅（自宅）において看護師等が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスです。
- ② 当ステーションでは看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による「訪問看護」及び「予防訪問看護」を実施します。
- ③ 尚、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による「訪問看護」及び「予防訪問看護」は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに訪問させるという位置付けである為、定期的に看護職員が訪問し全身状態について適切な評価を実施します。
- ④ 業者は次の日程により「訪問看護」及び「予防訪問看護」サービスを提供します。

サービスは「訪問看護計画書」に沿って計画的に提供します。

	曜 日	時間帯	サービス内容
1	曜日		看護師による訪問（予防） セラピストによる訪問（予防）
2	曜日		看護師による訪問（予防） セラピストによる訪問（予防）
3	曜日		看護師による訪問（予防） セラピストによる訪問（予防）

サービス提供日の変更は利用者との話し合いにより、居宅支援事業所又は地域包括支援センターにケアプラン調整を依頼出来ます。

サービスの内容・所要時間は利用者の状況・状態を考慮し実施致します。

2. サービス提供の記録等

- ①サービス提供した際には「訪問看護記録書」等の書面に記録します。（電子カルテ使用）
- ②事業者は、１ヶ月ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿ってサービス提供の状況、目標達成の状況等に関する記録を作成し居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター及び主治医へ報告します。
- ③事業者は、サービス提供の完結の日から５年間は「サービス提供記録書」等の記録を適正に保存し、利用者の求めに応じて規定の手続きをふまえた上で情報提供致します

3. サービス提供者等

- ①ご相談やご不満がある場合には、どんなことでもお寄せ下さい。

連絡先 訪問看護 ステーション^と^もTOMO南

TEL 092-588-3250

- ②サービスを提供する主な看護師又は理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は
() です。

なお事業者の都合により、担当を変更する場合があります。その時は事前に連絡致します。また、多角的に機能評価等を行ない、よりよいサービスを提供する為、定期的に担当を変更する場合があります。その際は事前に連絡致します。

4. 利用者負担金

- ①通常のサービス提供地域以外の地域についてのみ、交通費として200円（往復）必要となります。

通常のサービス提供地域は、当事業所より、約8km以内とします。

福岡市 博多区：一部除外

南区：全域

城南区：一部除外

春日市：全域

大野城市：全域

那珂川市：一部除外

太宰府市：一部除外

筑紫野市：一部除外

糟屋郡：糟屋町・宇美町・志免町（一部除外）

- ②自己負担金は翌月初めに請求致しますので口座振替（毎27日）または現金にてお支払い願います。
- ③ケアプランを作成しない場合など「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料（10割）を支払い、その後市町村に対して保険給付分を請求することになります。

5. キャンセル

- ①利用者様のご都合でサービスを中止する場合には、できるだけ利用日の前々日までにご連絡下さい。
- ②当日、利用の中止をする際には、サービス開始2時間前までにご連絡下さい。
- ③訪問予定当日に利用者様の都合で中止となった場合は、キャンセル料として、
一律：1,000円 ご負担して頂きます。
- ④お休みが長引く場合は、現在の訪問曜日・時間・担当が変更になることがありますので、ご了承くださいませよう宜しくお願いします。

6. 秘密保持

- ①事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体などに危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことは有りません。
- ②あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。
（緊急事態等が発生した場合の緊急連絡時など）

7. 事故発生時における対応方法

事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、主治医、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとします

8. 虐待防止について

- ①虐待防止責任者を選任しています。（虐待防止専任者 岡田律子）
- ②苦情解決のための体制を設備しています。
- ③研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- ④サービスの提供中に医療従事者又は養護者（家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

9. 職場におけるハラスメントの防止

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 1. 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 2. 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 3. 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- ②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

10. 業務継続計画の策定等

- ①事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めます。
- ②事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- ③事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に行うとともに、その結果について従業者に周知徹底をしています。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行います。

1 2. サービス契約の終了（事業者からの契約の解除）

事業者は利用者、利用者家族及び利用者代理人から次のいずれかに該当する行為があった場合にサービス契約を解除することができることとします。

- ①職員に対する身体的暴力（身体的な力を使い危害を及ぼす行為）
 - ②職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度により傷つけたりおとしめたりする行為）
 - ③職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）
 - ④その他上記に準ずる行為
- 上記により契約を解除する場合は事業者は地域包括支援センターもしくは居宅介護支援事業所へ連絡を行う。

1 3. 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、

訪問看護ステーションTOMO南 相談窓口及び担当者 岡田へ
お電話下さい。

電話：092-588-3250

対応時間：下記営業時間

なお、公的機関においても苦情申出等ができます。市町村役場の福祉課、介護保険係等をご利用下さい。

福岡市	博多区	福祉・介護保険課	: 092-419-1081
	南区	福祉・介護保険課	: 092-559-5125
	城南区	福祉・介護保険課	: 092-833-4105
春日市	高齢課	介護保険担当	: 092-584-1111
大野城市	介護サービス課	介護保険担当	: 092-580-1859
那珂川市	健康福祉部高齢者支援課	介護保険担当	: 092-953-2211
太宰府市	健康福祉部高齢者支援課		: 092-921-2121
筑紫野市	健康福祉部介護保険課		: 092-923-1111
糟屋郡	志免町役場福祉課		: 092-935-1001
	宇美町役場健康福祉課		: 092-934-2243
	粕屋町役場介護支援課		: 092-938-2311
福岡県国民健康保険団体連合会	介護保険課		: 092-642-7859

1 4. その他、次の事項にご留意下さい。

- ①看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしませんので
ご了承下さい。
- ②看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- ③看護師等訪問時、清潔保持の為に水道をお借りする場合があります。

1 5. 訪問看護ステーションTOMO南の基本理念

- ◆何らかの障がいを持ち在宅療養を送る人々に対し、住み慣れた地域社会や家庭で
過ごせるよう支援しながら保健・医療・福祉サービスと密接な連携を図り、皆様
が利用しやすい訪問看護ステーションを目指します。
- ◆当ステーションは、福岡市暴力団排除条例に基づき、反社会勢力と密接な関係を
有しない事とします。その為、反社会勢力に該当する方と判明した場合には利用
を中止させて頂きます。

1 6. 訪問看護ステーションTOMO南の概要

- ・所在地 福岡市博多区春町1丁目4番5号
- ・電話番号 092-588-3250
- ・設置主体 株式会社 Human Loop
- ・開設年月日 平成24年11月1日
- ・サービス提供地域 当事業所より半径8km以内
- ・営業時間
月～土 8:30～17:30 日曜休み
お正月・お盆休み有り（該当年暦により決定）
- ・職員体制 看護師：4.5名 理学・作業療法士等：7名

※ 緊急時訪問看護加算契約利用者に対しては、24時間体制にて電話でのご相談
及び緊急時訪問をします。

サービス契約の締結に当たり上記のとおり説明しました。

令和 年 月 日

訪問看護ステーションTOMO南
担当者

＜別紙＞料金について

基本 利用 料金	区分	単位数 (単位)	利用者負担額(円)		
			1割	2割	3割
	訪問看護Ⅰ2(30分未満)	471	504	1,008	1,512
	訪問看護Ⅰ3(30分以上60分未満)	823	881	1,761	2,642
	訪問看護Ⅰ4(60分以上90分未満)	1128	1,207	2,414	3,621
	訪問看護Ⅰ5 理学療法士等による訪問(40分)	572	612	1,224	1,836
	訪問看護Ⅰ5・2超 理学療法士等による訪問(60分)	771	825	1,650	2,475
	介護予防訪問看護Ⅰ2(30分未満)	451	483	965	1,448
	介護予防訪問看護Ⅰ3(30分以上60分未満)	794	850	1,699	2,549
	介護予防訪問看護Ⅰ4(60分以上90分未満)	1090	1,166	2,333	3,499
	介護予防訪問看護Ⅰ5(40分)	552	591	1,181	1,772
	介護予防訪問看護12ヶ月超え	522	559	1,117	1,676

加 算 利 用 料 金	区分	サービス内容	単位数 (単位)	利用者負担額(円)		
				1割	2割	3割
	初回加算	退院した日に初回訪問看護を行った場合	350	375	749	1,124
		初回の訪問看護行った月	300	321	642	963
	退院時共同指導加算	主治医と連携し在宅生活における指導行ったとき	600	642	1,284	1,926
	緊急時訪問看護加算 ＊1	24時間体制で看護に関する相談を希望する方 必要に応じて訪問可能	600	642	1,284	1,926
	特別管理加算	Ⅰ 対象の利用者	500	535	1,070	1,605
		Ⅱ 対象の利用者	250	268	535	803
	早朝・夜間加算、深夜加算	早朝(6:00-8:00)夜間(18:00-22:00)	所定基本単位数 × 25%増			
		深夜(22:00-6:00)	所定基本単位数 × 50%増			
	長時間訪問看護加算	特別管理加算対象者に対して、90分以上の 訪問看護を実施したとき	300	321	642	963
	ターミナルケア加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上 のターミナルケアを実施したとき	2500	2,675	5,350	8,025

そ の 他 の 利 用 料 金	介護保険 対象外利用料	予定のサービス提供時間を超過する場合、該当の所定単位数の 10 割負担			
	キャンセル料	当日に利用者様の都合で中止となった場合			1,000 円／回
	交通費	緊急止む得ない場合、利用した交通機関の実費を徴収する場合もあり			実費相当額
	衛生材料費	指定訪問看護の提供において必要となる衛生材料や用具等に係る費用			実費相当額
	死後の 処置料	指定訪問看護と連続して行われる場合			業務時間内： 15,000円 業務時間外： 20,000円 休日・深夜： 30,000円